

議案第23号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議會議長 牧田式文

三朝町条例第 号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 略 (給与の種類)	第1条 略 (給与の種類)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、	3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 <u>寒冷地手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手

管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第3条～第9条 略

第10条 削除

第11条～第21条 略

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第3条～第9条 略

(寒冷地手当)

第10条 寒冷地手当は、町長が定める日(以下「基準日」という。)において在職する職員(町長が定める職員を除く。)に対して支給する。基準日の翌日から採用、異動等の事由により職員として在職することとなった者に対しても、同様とする。

第11条～第21条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。